

査読付き投稿論文

民間性，非営利性，公益性の観点から考察する 寄付の行動分析

—社会から信頼される非営利組織のガバナンス—

平 尾 剛 之

Analysis of donor behavior: Civility, Non-profitability, Public interest Governance of Non-Profit Organizations trusted by society

要 旨

近年，自然災害，貧困，孤独・孤立，差別，環境，人口減少など，多様な社会課題の解決に取り組んでいるのは，政府や行政機関だけではなく，多くの民間非営利組織が活躍している。その財源は税金だけではこと足らず，社会から寄せられる寄付支援に関しても高い期待と関心がもたれている。

本稿は，日本社会における寄付行動の先行研究から，研究の主流となっている寄付者のリテラシーと共感を前提とした寄付行動について「共感型寄付」として定義する。社会の公器としての要素が強い「公益財団法人京都新聞社会福祉事業団」を対象とした調査事例を検証することで，寄付者のリテラシーを前提としない共感を伴わない（介さない）寄付行動という，もうひとつの寄付の在り方があることを提示し，それを「信頼付託型寄付」と定義する。

日本社会は寄付という行為に対してはまだまだ不寛容な側面がある。したがって，過度に寄付のリテラシーを求めすぎると，その能力を発揮できない寄付行動に対してハードルを高くする可能性がある。また，潜在的寄付者に対しては，多様な社会課題に向き合い活動する組織・団体の支援環境へのエントリーの阻害要因ともなる。

寄付行動に対するハードルを下げ，寄付文化のさらなる醸成と発展に寄与するためにはどうしたらよいのか。本稿は研究の主たる対象を寄付者ではなく，その寄付行動の受け皿となる民間非営利組織（NPO）として，「信頼付託型寄付」の付託先となる組織に求められる素養を議論する。もっとも効果を上げることが期待できる団体・組織として，民間性・非営利性・公益性を担保した「民間非営利公益団体」を提示し，そのうえで，寄付行動の受け皿となる民間非営利組織（NPO）の信頼性を社会と共有するためには，組織への認証評価を社会システムとして定着させることが必要であると論じる。そしてその可能性を「非営利組織評価センター」の活動に見出す。

キーワード

民間非営利公益組織，「共感型寄付」と「信頼付託型寄付」，寄付の行動分析，非営利組織の評価，信頼される組織ガバナンス

Abstract

In recent years, not only governments and administrative agencies but also many private non-profit organizations have been working to solve various social problems such as natural disasters, poverty, loneliness and isolation, discrimination, the environment, and population decline. Taxes alone are not enough to finance these efforts, and there is also a high expectation and interest in the support that

society provides in the form of donations.

This paper defines donation behavior based on donor literacy and empathy, which has been the mainstream of research based on previous studies of donation behavior in Japanese society, as "empathic donation. By examining a research case study of the Kyoto Shimbun Social Welfare Foundation, which has strong elements as a public institution of society, we propose that there is another type of donation behavior that does not involve empathy and is not based on donor literacy, and define it as "trust-based donation.

Japanese society is still on the side of intolerance toward the act of donation. Therefore, overly demanding donation literacy may set a high hurdle for donation behavior that does not demonstrate this ability. For potential donors, it can also be a disincentive to enter the supportive environment of organizations and groups that face and work on diverse social issues.

What can be done to lower the hurdles to donation behavior and to contribute to the fostering and development of a culture of donation? This paper discusses the qualities required of organizations to which "trust-based donations" are entrusted, with the primary focus of the research not on donors but on private nonprofit organizations (NPOs) that serve as recipients of such donations. The paper presents "private nonprofit public interest groups" that guarantee private, nonprofit, and public interest as organizations that can be expected to be most effective, and argues that in order to share the credibility of private nonprofit organizations (NPOs) as recipients of donations with society, it is necessary to establish a certification evaluation system for these organizations as a social system. The paper argues that in order for private nonprofit organizations (NPOs) to share their credibility with society, it is necessary to establish certification and evaluation of the organizations as a social system. The paper finds a possibility in the activities of the "Japan Center for NPO Evaluation".

Keywords

Private nonprofit organizations, "Sympathetic giving" and "Trusted giving", Behavioral analysis of giving, Evaluation of nonprofit organizations, Trusted organizational governance

I はじめに 研究の目的と成果

本稿の目的は、潜在的寄付者（支援者）による寄付文化の醸成と発展に寄与することにある。

日本社会における寄付行動研究の主流は後述するように、寄付者の寄付行動に対する研究である。本稿では、寄付を受け入れる先となる組織・団体の寄付行動に対しても論点を提起する。本稿で提起するのは「信頼付託型寄付」と信頼付託先の組織的素養についてである。「共感型寄付」と「信頼付託型寄付」の双方の寄付行動の分類をそれぞれに明確に定義した上で、両者を区別することは寄付行動の多様性を考えるうえで有益である。「共感型寄付」は寄付者の啓発に力点を置く活動に結び付いていくが、寄付募集活動を展開する側としてはそれとは相対的に区別すべき活動として、「信頼付託型寄付」

がある。これを定着させるような組織・団体の組織ガバナンスなどに関する素養を向上させる活動が必要である。

II 寄付行動「共感媒介要素」に関するメカニズムから—寄付者のリテラシー・共感を前提とした寄付行動「共感型寄付」の定義

1995年に発生した阪神・淡路大震災における民間団体や市民活動団体等の活躍により、特に災害時等の公益・公共の実現は、国や地方公共団体だけでは成しえるものではないことが改めて確認された。また、この未曾有の災害からの経験を契機として法制化された特定非営利活動法人促進法は、2023年、その設立から25年周年を迎え、同年12月1日に東京都千代田区永田町の星陵会館で開催された「NPO 法25周年記念

表1 日本、アメリカ、イギリスにおける寄付額と名目 GDP 比

日本 (2020年)	1兆2,126億円	名目 GDP 比0.23%
アメリカ (2020年)	34兆5,948億円	名目 GDP 比1.55%
イギリス	1兆4,878億円	名目 GDP 比0.47%

出典 『寄付白書2021』(10-11頁)のデータを参考に平尾作成

フォーラム（主催：特定非営利活動法人日本NPOセンター、特定非営利活動法人セイエン）には、その当時、法制化に携わったNPO議連の議員をはじめ、多くの民間非営利団体(NPO)、学生、財団、企業、報道関係者、行政等が集い、法制化の意義と価値、更なる展望が確認された。民間非営利組織・団体が、多様な社会課題や公益・公共の担い手として社会を支えている現状の認知が広がる中で、その団体や活動を支える資金的財源に窮している現状が大きな課題となっている。

1 日本における寄付研究の現状と課題

社会課題・地域課題に対して、多様な組織・団体がその課題解決にむけた活動に取り組む中で、資金不足の問題に直面している。その状況において、寄付は極めて有効な資源（支援）であり寄付支援に対する期待は大きい。しかし、寄付金を上手くファンドレイズ（資金調達）できる団体と上手くできない団体とがある。寄付者はどのような要因により、寄付行動が誘発されるのだろうか。寄付文化の発展を目的として、日本の寄付市場の全体像を探るため2010年から認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が定期的に発行している『寄付白書』では、日本・米国・イギリス3ヶ国の個人寄付総額を比較、個人寄付総額と名目GDPに占める割合として、以下の通りとしている（ファンドレイジング協会2020）。

表1によれば、アメリカの個人寄付金額総額が突出して多く、アメリカと比較して大きく捉えると、日本はイギリスの個人寄付総額と近似している。しかし、名目GDP比で見ると、イギリス0.47%日本0.23%となっており、名目GDP比でイギリスは日本の2倍以上になっている。

この日本（2020年）の個人寄付金総額（1兆

2,126億円・名目GDP比0.23%）の実績は、多いのか少ないのか、日本に「寄付文化」はあるのか、「寄付文化」は有益に機能しているのかという問いに関しては、恒に物議を醸すところではある。他方、寄付の受け入れによって民間非営利組織・団体が質量共に適切に支えられているという実感をもつものはそう多くはない。ではどのようにすれば「寄付文化」を花開かせることができるのか。これが多くの実践者の課題意識であると言ってよいであろう。

公共政策学の立場から寄付行動の促進について分析している善教・坂本（2017）は、「欧米においては寄付行動の実証研究が盛んに行われている一方、日本人の寄付行動に関する実証研究は、質・量ともに十分な蓄積がある状態とはいえない」（善教・坂本2017：98）とし、「日本の寄付行動の実証研究は観察データに基づく相関の分析に留まるものが大半である」（同上）と評価している。

管見の限りにおいて、本稿における日本人の寄付研究は、寄付にまつわる現状についての記述、あるいは、有権者を対象とした計量的な相関分析となっている。有権者の寄付に関する意識行動ではなく、実際の寄付者の意識構造を把握することが、低調といわれる日本の寄付のありかたとして必要であろう。

寄付行動の動機について、心理学の観点からその構造把握の必要性を唱える中島（2019）は、『寄付白書2017』のデータから、「日本の寄付水準について低調と捉えることが妥当であり、現代社会的価値としては寄付が資金を補完する社会の潤滑油として機能することが期待されている」（中島2019：3）としている。

それと同時に中島は、「寄付が幸福感を高めることや社会適応を促進することが知られている」とし、寄付を促進することに有益性があると唱えている。同研究では、寄付動機について

の因子分析が行われており、寄付動機と寄付抑制動機の構造と関連について検証する中において、調査対象者がこれで十分だとする支援状況というのが、社会の課題に本当に対応できるかは同調査では不明であり、引き続き検討が必要（中島2019：1-14）としている。

多様な社会課題に向き合い、解決に取り組む民間非営利組織・団体のような、寄付を受ける側の立場から見れば、寄付支援による活動促進の成果を実感できるような状況には至っていない。寄付支援による質的量的充足を考察する際には、統計的分析研究だけでは不十分である。

2 日本人はなぜ寄付をしないのか、寄付行動を促進する要因は何か—促進要因と阻害要因の観点から

中島（2019）は、寄付動機についての因子分析の際に、第一因子から順に「助け合い精神」、「社会貢献」、「周囲との同調」、「管理団体への信頼」と命名している。逆に寄付抑制動機の因子に付いて、第一因子から順に「管理への不信」、「無関心」、「十分な支援」、「てがかり不足」を命名している（中島2019）。

善教・坂本（2017）は、寄付行動の規定要因を分析し、以下の2点を指摘している。第1に寄付を募る際、他者の1人あたりの寄付金額表示額が少なく、寄付金を管理運営費にあてる割合が小さく、物的・金銭的インセンティブを付加した返札をしない方が、寄付確率が高くなるとしている。第2に寄付を募る主体がNPO法人以外であり、寄付金を管理運営費にあてる割合が小さく、控除対象にできる方が、寄付金額が高くなるとしている。同調査では、「NPO法人であることが、寄付行動を抑制する」（善教・坂本2017：104）など、これまで明らかにされてこなかった知見が提示されている。また、日本人は、「寄付金を活用する団体の管理運営費に回されるのを忌避する傾向が強い」（同上）が、現実には管理運営費にも一定額を回さないと活動が困難になるわけであるから、「このジレンマを解決することが日本人の寄付行動を促進する鍵となる」（同上）としている。

これらの分析結果の中で導き出された、阻害

要因として抽出されている「管理への不信」や「管理運営費への忌避傾向」は、本稿にとっても重要である。

なお、坂本編（2023）では、寄付に関する現状について考察が示されている。坂本の現状評価をまとめるならば次のようになるだろう。まず日本人は寄付に限らず全般的に政治参加や社会参加に消極的である。次に日本人の多くは、困っている他者のために、何らかの社会貢献をしたいと思っているが、なかなか行動に現れないだけで、内閣府の「社会意識に関する世論調査（2022年12月調査）」のデータから気持ちの面では寄付をするポテンシャルが現状でも十分にある。しかし、「全国寄付実態調査（2021年度版）」からも、7割以上の人々が寄付に不信感を持っていることに注視しており、寄付に対する強い不安感、寄付を募る組織・団体に対する不信感の現われでもある。

非営利組織を対象に評価・認証業務を担っている公益財団法人日本非営利組織評価センターは、2022年7月8日のオルタナオンライン/Yahoo ニュースに掲載寄稿文『なぜ起きる、善意で活動する非営利組織の不祥事』を公開し、2021年6月から2022年1月までの7カ月間で84件の不祥事があったとしている。善意で活動するはずの組織が、なぜ不祥事を起こすのか。その原因は非営利組織特有の組織基盤の弱さにあったとしている。坂本（2023）は、不信感を払拭するための方策として、寄付を募る団体活動の実情を多くの人に正しく理解してもらうことを指摘している。そのために団体自らが信頼性を高めるためのPR活動や財務情報を中心とした情報公開をより積極的に講じていくこと、あるいは第三者機関による評価認証制度の活用に対して活路を見出そうとしていることなどを指摘している。このような坂本の主張に対してはこれまで議論の対象となってきた寄付する側の意識の問題を超えて、寄付を受ける側の組織ガバナンスの改革への課題意識がようやく前面に出るようになってきたと受け止めることができる。

3 寄付行動の促進要因—共感性の視点から

寄付をする側だけでなく、寄付を受ける側も含めて、どのような要因が寄付行動に影響を与えるのか。この点について石田・奥山（2021）は、日本には寄付文化がないといった意見もある中で、古来より寄付の仕組みや寄付行動は一定程度行われていると主張している。また、同研究は政府や地方自治体の施策や、民間企業や民間非営利組織などによる取組みに対しても反応があることから、どのような要因が寄付行動に影響を与えているかについての調査・検討に対する有益性などを指摘している。同研究ではその中で、顔の見える寄付募集团体との関係や寄付の成果を身近に感じることが寄付参加に大きく起因しているとしている。この点は、寄付を受ける側のあり方に関心がある本稿の研究において重要な指摘である（石田・奥山2012：48-49）。

同研究を踏まえて瀬上（2022）は、社会心理学者マーク・H. デイヴィスの共感の組織モデルを用いて、NPO のファンドレイジングにおける共感の定義、要件、メカニズムを提示している。瀬上は、共感を引き出すためにはその要因として、共感を生み出す要素のようなもの「共感媒介要素」が必要であり、以下3つのカテゴリーに属する共感媒介要素が見られたとしている（瀬上2022：105-107）。

- ① 共通性：主観者と対象の共通要素、主観者と対象者の間に共感フィールドが存在することにより共感が誘因されるカテゴリー
- ② 接触性：接触性によって感性が認識を行い、主観者と対象をつなぐ
- ③ 過程：共感的な結果が生み出される特定のメカニズム。共感媒介要素である「共通性」「接触性」を含んだ事態が具体的に進行していく要素。共通性を満たしたり、それを確認したりする、展開する一連のシチュエーションのような要素。共通性や接触性を具現する場とも言い換えることができる。

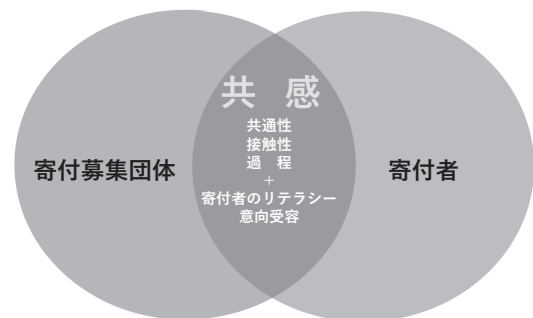


図1 寄付者のリテラシーと意向受容—原案・作図平尾

瀬上はリストアップした「共通性」、「接触性」、「過程」による「共感媒介要素」によって生成される寄付行動のあり方について論じている。しかしながらNPOのファンドレイジングに焦点をあてながらも、依然として寄付を受け取る側のあり方についての言及は弱い。本稿の指摘は、寄付者が具体的に寄付行動に移る際には、瀬上が論ずる共感媒介要素を前提としながらも、寄付募集团体の寄付募集概要や募集システムに対する理解、寄付者自身からも発せられる意向要因、これら2つが重要な共感媒介要素であるという点にある。寄付をする側と寄付を受ける側、この双方にある要因を理解してこそ、共感の醸成につながる手立てが打てるといえる。

上述の2つの要素についてそれぞれ補足する。1つ目は、寄付募集の際にその募集内容や仕組み、その後の経過、成果、団体概要などを適切に理解し咀嚼する能力としての「寄付者のリテラシーに関する要因」があることである。2つ目は、寄付行動の際の、寄付募集者と寄付者のそれぞれの「意向を受容する要因」があることである。寄付者は、寄付募集团体の募集内容や使途、団体概要を理解しながらも、寄付金の使途に関する意向を具体的に示すことで活動に影響を及ぼすことがある。すなわち寄付金使途に制限をかける場合があり、募集内容に対して一部しか委任しない場合も想定されるからである。

この要因をクリアしないと、具体的な寄付行動による成立にはつながらない。本稿においては、後章で論ずる「信頼付託型寄付」に対する寄付行動のあり方として、瀬上が論じた3つの「共感媒介要素」に、共感を醸成する、寄付者のリテラシーと寄付意向の2つの要素を加えた要因を寄付行動のあり方として提示し、それら

表2 京都新聞事業団2011年度から2022年度の寄付収入の変遷

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
一般寄付	87,889,186	89,645,997	128,658,116	98,371,587	96,227,915	108,272,518
指定寄付	13,015,402	15,727,520	15,268,834	12,636,311	13,822,309	15,784,971
災害救援金	769,446,373	3,456,290	68,770,195	7,568,163	2,310,949	114,037,106
合計	870,350,961	108,829,807	212,697,145	118,576,061	112,361,173	238,094,595

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
一般寄付	97,779,484	145,271,583	89,080,715	40,689,678	76,230,480	84,989,081
指定寄付	29,106,244	11,018,169	13,525,088	43,301,746	28,709,758	17,717,360
災害救援金	10,469,081	34,358,388	13,505,482	10,989,327	0	11,289,084
合計	137,354,809	190,648,140	116,111,285	94,980,751	104,940,238	113,995,525

出典 京都新聞事業団への調査時にデータの提供を受けて平尾作成

を総合的に踏まえた寄付行動を「共感型寄付」と定義する。

Ⅲ 「共感型寄付」を寄付行動としない 寄付—「信頼付託型寄付」の提起

前章では、瀬上の「共感媒介メカニズム」に基づく寄付要因と、寄付リテラシーと寄付意向をさらに寄付要因として加えた寄付行動を「共感型寄付」と定義した。「共感型寄付」のカテゴリーに合わない寄付行動に関する別の側面もある。そこで本章では、「共感型寄付」とは異なる側面を有する寄付行動について検証し、その寄付行動の類型を新たに提起する。

「共感なき寄付」として想起されやすい寄付場面のひとつは「ふるさと納税」であろう。例えば瀬上は、ふるさと納税のあり方に対して、「自分の望む返礼品のためだけに寄付をするのであればこれは『共感なき寄付』ではないか、ふるさと納税は返礼品という対価が事実上認められており、本来の寄付とは言えないと解すべきであろう」（瀬上2023：101）と指摘している。しかし実際、寄付に対して対価が生じるものを内閣府は寄付とは認めていない。また、内閣府は、ふるさと納税は税制システムであり寄付システムではないとしている。したがって、本稿においては、ふるさと納税を寄付としては扱わない。

本章のねらいは、「共感型寄付」と異なる側

面を有する寄付行動を検証することにある。公益財団法人京都新聞社会福祉事業団を事例として、第1節では、安定して寄付収入を得ている公益的な活動を行う法人としての寄付金等変遷状況を確認し、第2節では、その寄付行動そのものを検証する。

1 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団 に寄せられる寄付収入の変遷

今回、公益財団法人京都新聞社会福祉事業団（以下、京都新聞事業団）に対する寄付収入に関する調査を行った。公益法人化以降の2011年度から直近2022年度まで12年間分の正味財産増減計算書のデータの提供を受けて、以下のとおり、「一般寄付」「指定寄付」「災害義援金」その合計に関する集計を行い、京都新聞事業団の寄付収入に関する分析を行った。その結果、「受取寄付金」科目の推移から安定した寄付金の確保状況を確認することができた。

2 寄付を通じて社会からの付託により持続的運用を行う組織の検証

石田・奥山（2021）も言及していたように、日本社会において寄付に関する最大の問いは「日本に寄付文化はあるのか」である。この問いについては、安定して寄付を得て活動している法人の存在や状況を踏まえれば、「寄付文化はある」と明言するに足る状況を確認することができる。

寄付行動の構造

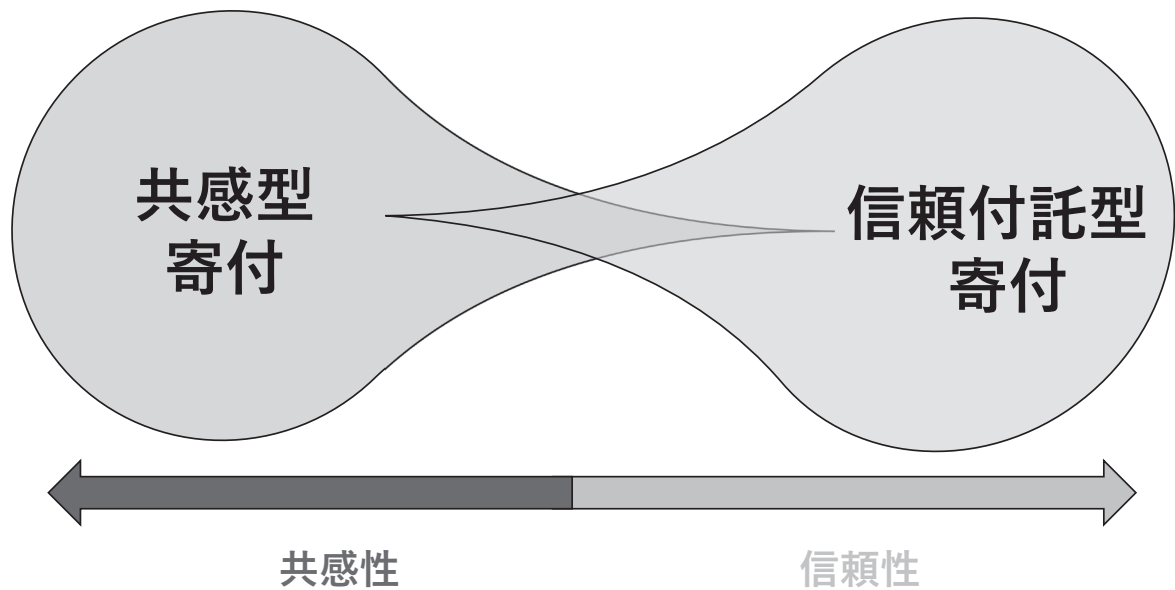


図2 寄付の構造—共感性に基づく「共感型寄付」と信頼性に基づく「信頼付託型寄付」を対比—原案・作図平尾

では、なぜ京都新聞事業団には寄付が集まるのか。

本稿は、事業形態における寄付金獲得状況や関係性の分析を行い、その成果を論じるものではない。しかし、調査の結果からも、次の3つの事項を指摘しておくことができる。

- ① メディア系企業財団、いわゆる「社会の公器」として、地方新聞社の社会的責任と信頼性を背景に寄付金や義援金が寄せられるということ。
- ② 寄付金額・寄付者氏名等を紙面で紹介する機能があり、寄付者にとっては紙面で紹介され広く周知が図られるという2次的な効果の期待に応えることができるということ。
- ③ 寄付募集がシステム化・定例定着化しており、寄付が定期定例化・習慣化されていること。

「①」については、「共感型寄付」だけでなく社会的な信頼を背景に、広く社会から寄せられる寄付行動が見受けられる。京都新聞事業団が寄付を依頼する際に、この寄付のあり方については、「個別・具体的な共感を促し寄付につ

なげる『共感型寄付』の他に、『1年間の健康に感謝して』『貧者の一灯』『恵まれない人のために』など、特に何かに共感したというよりも広い意味で『良い社会や幸せになりますように』との願いを込めて、目的や課題を特定せずに信頼できる機関に寄付金を託す『信頼付託型寄付』を行うというケースを見受けられることができる」との指摘もある（平尾2015）。

この指摘は、寄付が必ずしも「共感媒介要素」のメカニズムに基づき行われているわけではない、むしろ信頼できる団体にその用途を付託するというあり方が、寄付者にとっての寄付行動であり、寄付に関するハードルが低くなっているという状況を踏まえたものである。

3 「信頼付託型寄付」の定義及び寄付活用の流れ

本稿においては、図2のように寄付受入れ団体の信頼性・社会性を背景に、主として共感を伴わず寄せられ、その寄付金の用途について特に限定されない、もしくは限定される要素の少ない寄付を「信頼付託型寄付」として定義する。寄付金の用途を限定しないということは、寄付を受ける側にとっても大変意義深く、その組織・団体を信頼できてこそその寄付行動につな

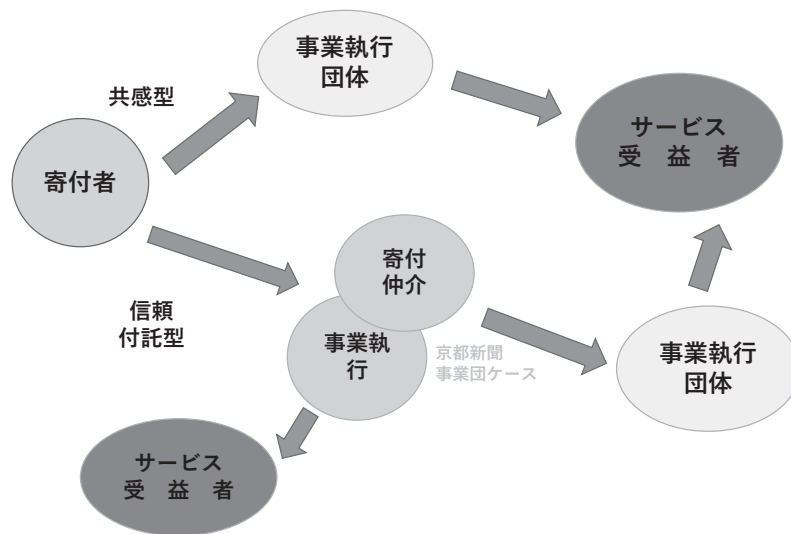


図3 「共感型寄付」と「信頼付託型寄付」による寄付金の流れを一例として一原案・作図平尾

がっているといえる。

図3は、「共感型寄付」と「信頼付託型寄付」によるサービス受益者へのフローを示している。寄付の仲介だけを行う場合や直接事業を執行する場合があることを示している。また、寄付者からいくつかの仲介を経て、事業が執行される場合もあることも表現している。寄付文化の醸成及びその行動構造上において、寄付者から期待される寄付受入れ団体像は、その団体の目的及び機能・役割りによって大きく違いが出てくる。

支援者の支援など、支援環境のインフラとなり、その活動内容が見えにくい中間支援組織が「共感型寄付」を志向することは極めて難しい。しかし、京都新聞事業団は「共感型寄付」「信頼付託型寄付」双方の受け皿機能を有しており、より「信頼付託型寄付」の受け皿としての機能が有効に働いていたといえる。

また、京都新聞事業団などに対する「信頼付託型寄付」は、行政に代わる寄付先として判断される場合も多い。この判断の基本には寄付先に対する「信頼できる団体に寄付を託したい」というニーズが前面に出ているものと考えられる。このことは、京都新聞事業団が、2008年の公益法人制度改革後に公益認定を受けて公益財団法人に代わるまで、税額控除に対するメリッ

トに期待できなくても寄付が寄せられていた事実からも推察できる。

前ページの「②」については、寄付者は名前や所属などの公開・公表を希望する場合と希望せず匿名となる場合がある。実名や所属が公開されることで違う団体から寄付の依頼を受けて困るという声も少なからずあるからである。

同じく前ページの「③」については、寄付依頼側が寄付を定期定例的・習慣的かつ継続的に獲得するシステムを機能化し運用を行っており、受取寄付金計データ推移で示した通り、寄付を安定した財源として確保している状況を見ることが出来る。

しかし、京都新聞事業団のような組織でしか安定した寄付金を獲得することはできないのか、寄付者が求める寄付先の組織像とは何かについての普遍性を検証する必要がある。

4 非営利セクターにおける雇用—第3の雇用セクターとしての期待

1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災では、約1,800億円もの義援金が寄せられた。通常の公益・公共は税金により政府ないしは行政が実施するものである。阪神・淡路大震災は、税金（納税）には寛容的で寄付には不寛容的な日本人が、「税金だけで支えるのは無理、社会が必要と判断したものには寄付をする（寄付が

できる)」ということを証明したひとつの事象であった。また、阪神・淡路大震災を契機とした多様な市民活動の広がりや市民参画活動は「ボランティア元年」と呼ばれ、その活動が社会からも注目されるようになり、1998年12月1日の特定非営利活動促進法の成立に大きな影響を及ぼすこととなった。

「社会課題の解決にむけて民間組織で専門職として社会に支えられながら働く」、その当時、非営利セクターで活動する民間非営利組織(NPO)の台頭は、非営利(第3)セクターにおける雇用機会が多様に創出される可能性を秘めており、「第3の雇用セクター」となり得るのではないかという大きな期待感があった。もちろん雇用を担うには、雇用を担うだけの財源が必要となる。

5 信頼の醸成機能—組織評価の取組み

2011年に民間非営利組織の評価・認証を担う組織として設立された一般財団法人社会的認証開発推進機構(以下、社会的認証機構)はその後、2016年4月、全国展開にむけて公益財団法人日本財団と協働で一般財団法人非営利組織評価センター(以下、非営利組織評価センター)が設立された。2022年11月、非営利組織評価センターは、公益認定を受けた同時に公益財団法人日本非営利組織評価センターに改名している。

組織評価はあくまでも手段であり目的でない。では何を目的としているのか。それは、評価受審組織の信頼性と透明性を向上させ、社会から支援を受けるための適切な組織に体質の改善を促すことにある。また、信頼できる組織を可視化させ、多様な寄付者(支援者)を創造するとともに支援環境にエントリーさせることにある。社会(寄付者)が支援するためには「信頼の確保」と「付託組織」を同時に実装化させる組織とシステムが必須要件である。坂本もこの非営利組織評価センターの取組みに対して、「認証評価の仕組みの好例」(坂本2023: 44-45)と評している。

「信頼付託型寄付」を誘因するには、寄付募集団体自らが取り組む活動に対する情報の公開だけでなく、社会からの認知、第三者からの

評価が重要な役割を果たすことになる。

IV 「信頼付託型寄付」を誘因する組織像 とは—民間非営利組織の評価事業への取組み

第Ⅲ章において、社会の公器として認識されている京都新聞社というメディアを背景にした企業財団の信頼性により安定した寄付を獲得している状況を検証し、「信頼付託型寄付」という寄付に関する行動類型を定義した。では、安定した寄付金を獲得するための要因とは何か。

本章では、社会(寄付者)が求める寄付先(民間非営利組織)の信頼性を担保する組織像とは何かについて、非営利組織を対象とした組織評価に関する先行事例を検証し、信頼性に関する普遍的な要因を考察する。

1 民間非営利の評価とファンドレイジング—アメリカの評価機関と諸外国の評価機関の動向

社会貢献先進国であり、寄付が文化として根付いているアメリカの非営利セクター及びそのプレイヤーたちは、アメリカそのものの歴史、文化、宗教及び宗教観、政治・政策、人種構造などの背景の中で「民間であること、非営利であること」に注視し、社会的投資やセーフティーネットのあり方について国家と民間の役割にめりはりをつけ、「民間支援の意義」を育み実装化させてきた。

1961年、リチャード・M・ニクソンを破り第35代合衆国大統領になったジョン・F・ケネディの就任演説の中の「Ask not what your country can do for you. ask what you can do for your country. (国があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国のために何を成すことができるのかを問う)」は有名な名言のひとつであり、戦後のアメリカ民主主義を代表するひとつの 이슈であったといえる。

では、戦後の日本はどうであったか。日本は敗戦後、そのアメリカ産民主主義を強制的に導入され、アメリカ産民主主義をベースとした日

本の民主主義実装のための制度構築がなされてきた。その中で、官＝公共の構図が日本には定着してきた。

そして阪神・淡路大震災以降、民間組織である NPO が各々に掲げる課題に対して、各々に自主自立を目指した活動に対する期待が寄せられてきた。

しかし、法人化しただけで潤沢な資金が集まる訳ではない。以後、ファンドレイジング（資金調達）は、日本の民間非営利組織が抱える大きな課題となった。

当時、非営利組織評価センターに従事していた榎川（2018）は、公益活動を行う非営利組織やチャリティーと呼ばれる団体を NPO とした。榎川は日本の40倍以上の寄付金額で、非営利業界はアメリカで上位の主要産業、有力な就職先になっていると指摘している。また、寄付文化が進んでいるアメリカには、多数ある NPO の中から、寄付先を選択する判断材料を提供する評価機関として、GuideStar(1994), Charity Navigator (2011), Core Capacity Assessment Tool(1980), (Mckinsey & Company) Organization Capacity Assessment Tool(2007) などがそれぞれの評価目的・手法評価項目を用いて、被評価団体である NPO の情報公開とレーティング（格付け）を行っている状況を報告した（榎川2018：9-10）。

その他にも NPO 評価機関として有名な BBB Wise Giving Alliance (WGA) があり、BBB WGA は、国際的 NPO 認証機関である International Committee on Fundraising Organizations (ICFO) のメンバーとなっている。ICFO は、1958年にオランダで登録、設立した NPO の認証基準の設定と認証を行う民間の国際機関であり、非営利組織評価センターも加盟し、アニュアルレポート（年次報告）などを共有している。ICFO のホームページでは、NPO 評価機関としての使命と役割について、以下のように述べている。現在、ICFO は、CMW (Charities Monitoring Worldwide) に名称を変更している。

「寄付者の信頼を築く 世界中の慈善団体

を監視することにより、透明性と完全性を促進します。信頼に動機付けられる国際協会 慈善団体監視組織 ICFO は、全国慈善監視組織の国際協会です。ICFO メンバーの世界的なネットワークは、慈善目的のための資金調達が満足のいく方法で組織され、実行されていること、および集められた資金の管理が適切であることを保証します」

2023年現在の ICFO 加盟国は、オーストリア、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、チェコ共和国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、ウクライナ、アメリカ等など20ヶ国が加盟している。2018年時点と比較すると、アジアでは中国が脱退している。

アメリカの各評価団体及び、後節で論じる日本の評価団体である社会的認証機構及び非営利組織評価センターと評価目的やその手法を比較すると、それぞれの特徴や特筆事項に違いがあるように見受けられる。しかし、それぞれの評価団体が被評価団体である非営利組織のガバナンスにアプローチし信頼性を問うていること、情報公開を推進し透明性の確保に努めていること、寄付者（支援者）の判断に資する情報提供を継続的に行っていることなどを共通事項として捉えている。ここでは、被評価団体のファンドレイジング環境に寄与するとともに、継続したモニタリングを実施することで寄付者（支援者）保護につなげることについては共通事項として捉えることができる。ICFO から CMW の名称変更は、組織機能や役割を「ファンドレイジング（資金調達）」から「モニタリング（監視）」にフィーチャー（特筆化）させ、組織的ミッションを具体化させたものと見受けられる。

寄付者視点からの寄付文化を変えることは容易でない。しかし、寄付行動の促進に向けて、寄付を募る側の文化となるべくガバナンスの改善や向上を目指す事が、今後、寄付を募る側の達成目標となるべきであろう。

表3 アメリカの評価団体 (GuideStar, Charity Navigator, CCAT, OCAT)

団体名	GuideStar	Charity Navigator	CCAT (TCC グループ) Core Capacity Assessment Tool	OCAT (McKinsey & Company) Organizational Capacity Assessment Tool
開始	1994年	2001年	TCC 1980年	2007 年
目的	IRS 非営利団体の情報公開 評価機関ではない	寄付者への意思決定支援	非営利組織の有効性評価 キャパシティビルディング	非営利組織の業務能力評価 キャパシティビルディング
種類	支援者へよりよい意思決定 支援	非営利団体のレーティング (4段階)	非営利団体の組織力評価, 組織力強化コンサルティング	非営利団体の評価と 業務能力コンサルティング
内容	180万団体の情報公開団体は 無料で更新できる130,000団 体以上が情報提供	インターネット 無料アクセ ス9,000以上の団体を評価 3,200団体が4 スター評価	中核能力評価ツール オンライン調査 有料 5,000以上の団体が使用	組織能力評価ツール 無料オンラインツール 毎月3,000 回アクセス
評価項目	4 分類・ブロンズ：基本情 報・シルバー：監査済財務 情報・ゴールド： 「Charting Impact」：5 項 目（目標、戦略、能力、 指標、進捗）2011年 GuideStar, BBB WGA, Independent Sector が 提 携し開始・プラチナ：進捗 状況と結果	評価指標 (17 項目) 財務 (5) プログラム費比率 管理費比率 募金費比率等 説明責任と透明性 (12) 独立した理事 資産の転用なし 独立会計士の監査 理事会議事録 報酬決定プロセス等	4 つの中核能力 (146項目) ・リーダーシップ力 ・適応力 ・マネジメント力 ・技術力 (サービス) ・報告書：(強み・課題、 提案) ・コンサルティング (組織 力強化)	10 大項目 (中45, 小164) ビジョン・ミッション 戦略 資金調達 リーダーシップ・ボラン ティア 価値 学習とイノベーション マーケティング / コミュ ニケーション プロセス管理 組織 アドボカシ

出典 (榎川2018: 10)。

2 日本における組織評価の実装化—社会的認証システムの構築と運用の開始

田中 (2005) は、NPO と社会をつなぐ取引コスト (トランザクション・コスト) の軽減にむけて、評価とインターメディアリ (中間支援組織) の役割と機能に対する期待について論じている。田中は、「インターメディアリとは、NPO と寄付者・ボランティアなどの資源提供者とのあいだを仲介し、両者の共働が進むようにコーディネートする機能を有する組織のことである。また、情報、相談、仲介斡旋、さらには活動を評価しフィードバックするまでのサービスを提供することで、NPO と資源提供者にかかる負担であるトランザクション・コスト (取引コスト) を軽減し、信用保証をしながらマッチングを行うこと」としている。また、本物の NPO が育つなかで偽物の NPO も生まれていると指摘している (田中2005: 19-21)。こ

の時点での田中の論は日本社会における非営利組織評価に関する実践研究でなく、単にその課題と可能性を示唆したに過ぎない。田中は、「きょうどう」を「共働」と表記している。「共働」と「協働」は、みんなで力を合わせて行動するという意味において違いはないが、本稿では「協働」と表記する。

2010年4月、田中や NPO 法人言論 NPO の創設者・工藤泰志らは、非営利組織評価基準検討会を結成し、「NPO の質の向上を目指し、切磋琢磨しあうような環境を作り、強く豊かな市民社会の構築を目指す。そのため、望ましい非営利組織の姿を明らかにして、市民と非営利組織の間に参加の良循環を作り上げる」ことを目的として、「自らの使命のもとに、社会の課題に挑み、広く市民の参加を得て、課題の解決に向けて成果を出している。そのために必要な、責任ある活動母体として一定の組織的安定性と

刷新性を維持していること」を望ましい非営利組織として定義し、アワード（表彰）事業として「エクセレント NPO」に取り組むこととした。しかし、これは優良企業となるための基準を示したエクセレントカンパニーを模した NPO 版の表彰事業であり、第三者による客観的・専門的な評価・認証システムを用いて、広く寄付者の選択に資する信頼の認証を担保した社会システムとして構築されているとまではいえない。

これまで NPO の評価に関する海外での先行事例の研究などは行われていたが、日本国内で最初に非営利組織の信頼の評価・認証に実装的に取り組んだのは、2011年2月に設立した社会的認証機構である。この法人の設立時から現在に至るまで理事長の職責を担った吉田は、「官が仕切る社会の仕組みに市民が仕切る仕組みを加えて、市民が自由に自発的に行う活動を市民自らが事後にチェックし支える仕組みとして、訪問調査まで行い評価認証を行う NPO の『ブラックリスト』ならぬ『ホワイトリスト』づくりである」（吉田2018：170）と、社会的認証機構の設立の経緯からその機能と有効性を述べている。

3 一般財団法人社会的認証開発推進機構の設立と組織評価

(1) 第三者認証システムとは何か—第三者による開示情報および組織状況の信頼性の確保にむけて

民間非営利組織を対象として京都発・全国初で組織評価に取り組むこととなった社会的認証機構は、その評価システムである「社会的認証システム—第三者認証（ステップ3）」の特性として、同セクター内でのピア・レビュー型の評価システムを構築していることや、本システムのみが唯一絶対的なものではなく、むしろ NPO や市民活動が必要とする社会的認証・支援システムは多様に存在するという確信と仮説を前提に運用をスタートさせた。

また社会的認証機構は、あらゆる組織フェーズにおいても多様に存在感のある NPO は想定でき、その成長・形成プロセスは一様ではない。レゾナントル（存在意義）の表現を多様に想

定できてこそ中間支援機能を有した組織としての重要な機能があり、そこにこそ役割が求められている。ひとつの評価指標をもってのみ「頑張っている・信頼のおける」と組織を語ることができず、民間の認証システムとしては、運用と同時に別の課題にしっかりと向き合わなければいけないと考えていた。

2010年4月以降きょうと NPO センターでは、一定の蓄積により策定した評価基準（50項目）に基づいて、試行訪問調査（モニタリング）を実施しており、これら研究と課題の検討結果により、一定レベルに到達した成果として2011年3月以降に社会的認証システム—第三者認証（ステップ3）を導入し、社会的認証機構の本格稼働を開始した。

【3段階での、認証までの流れ】

- ① ステップ1—ガイダンス認証（組織情報公開の推進）
- ② ステップ2—ヒアリング認証（公開情報の信頼度の向上）
- ③ ステップ3—第三者認証（第三者による開示情報および組織状況の信頼性の確保）

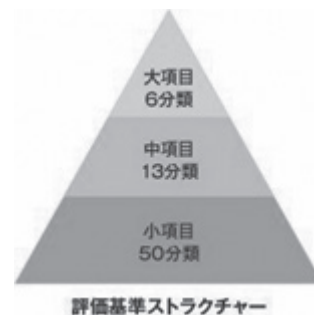


図4 社会的認証機構が設定する基準のストラクチャー
50基準—原案・作図平尾

(2) 社会的認証システムと評価基準—評価基準作成の基本的な理念

本評価基準は、組織のアカウンタビリティ（組織の説明責任）とディスクロージャー（情報公開）を基軸とするとともに、市民・企業・行政等、NPO を取り巻く多様なステークホルダーに対しても客観的で信頼できる（根拠に基づいた）情報の提供および一定の信頼確保を可

能にすることを意図して作成されている。

また、本評価基準は評価項目をすべてクリアしないと認証に結びつかない「監査的手法」ではなく、組織として現時点においてどの部分の課題に着手・到達度が確認でき、どの部分の課題が未着手・不完全であるかを組織状況として認識するツールとなっている。さらに本評価基準は、次にどの部分を達成目標として定めるべきかなどの「エンパワメント的手法」をもって、組織基盤の強化・持続可能な組織デザインをイメージできるように構成されている。

したがって、本評価基準においては、評価基準に対して全クリアを志向しながらも、認証ラインは必ずしも全クリアを意図しておらず、相対的な認証ラインが想定れるように取り組まれた。評価項目は、①情報公開の推進、②適切なガバナンスの確認、③組織力の強化と持続可能な組織デザイン、④社会的信頼保証の確保、⑤) しい市民社会の創造に向けた社会的責任の確認等の文脈から構成されている。

評価基準は、エビデンス（評価根拠）を明確に設定し、全ての評価小項目（50項目）を数値的に可視化することで、訪問調査においてエビデンスの確認後、最終積算による点数評価（絶対評価）を可能となっている。さらに訪問調査時に訪問調査者が、評価基準以外に見受けられた組織の印象、将来性、期待値、可能性、頑張り等をナビゲーター所見（相対評価）としてまとめ、審査会資料として提示するものと想定されている。審査は、この絶対評価レポートと相対評価レポートにより総合的に判断されている。

4 評価に基づくメリットの想定

日本において「評価」という言葉はネガティブに捉えられる印象が強い。実際、他者からの評価を積極的に受けたいと考えられる人はそう多くない。第三者（他者）からの評価とは、いわば、その家の客間だけではなく台所も見せるようなものである。通常、日常生活上の台所を客間と同様に想定することはない。しかし、組織評価の視点は多岐に渡り、組織の台所事情にまで目配せする必要がある。評価システムの意義や必要性については認識されながらも、評価

受審側から常に求められるのは「評価受審によるメリットは何か」に尽きている。

社会的認証機構が運用する認証システムを活用することで、想定されるメリットは、以下のようであった。

- ① ファンドレイジング（資金調達）を促す仕組みが構築できる。
- ② 企業や助成団体からの支援を受けやすくする環境整備につながる。
- ③ 多様なステークホルダー（企業、行政、助成財団等）との協働関係の構築につなげる
- ④ 客観的な視点から組織運営や事業計画等を見直すきっかけとなり改善を促すことができる。
- ⑤ 社会的認証機構による認証状況を公表することで、寄付者や多様な支援者等にも客観的な情報を届けることができる。

2016年、社会的認証機構の役割を引き継いだ非営利組織評価センターは、全国の非営利組織（NPO・認定 NPO 法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人等）を対象として、27基準から成るベーシック・ガバナンス・チェック及び24基準から成るアドバンス評価を用いた評価・認証システムの普及により、以下の事例を具体的なメリットとして創出していることを非営利組織評価センターへのヒアリング調査により確認した。

（事例1）2021年、Amazon は、非営利組織評価センターが運用するグッドガバナンス認証取得団体で、「欲しいものリスト」に登録している団体16団体に、無条件で10万円を寄付するという活動を始めた。2022年度は18団体であった。もちろん Amazon は、グッドガバナンス認証を取得している団体の活動内容等は寄付行動の判断材料には一切していない。グッドガバナンス認証という第三者からの信頼の証をもって、寄付行動を判断した。

（事例2）2023年、ディップ株式会社の社会

貢献事業「dip-NPO 協働プログラム」において、JCNE が提供する NPO の組織評価制度の活用が始まった。対象となる団体として、以下、2・3に対しては、JCNE が定める「グッドガバナンス認証」を取得している、もしくは「ベーシック・ガバナンス・チェック評価」を受けている団体のみを対象とした。

1 公益法人、認定 NPO 法人、2 非営利の法人格を有していること、NPO 法人、非営利型一般社団法人・非営利型一般財団法人、3 法人格は問わないが非営利であること

（事例3）京都府と京都市は、条例指定認定 NPO 法人の審査要件プロセスに、非営利組織評価センターのアドバンス評価受審結果を参考情報として採用することとし、非営利組織評価センターを第三者評価機関として指定した。

「信頼付託型寄付」の典型的な事例が、事例1である。また、民間企業が、公的に認証された団体だけではなく、民間の認証を採用したものが、事例2である。さらに、公的機関がその運用システムの中に民間の認証システムを採用したものが事例3である。

これらの事例は評価認証制度の全国展開にむけて社会的認証機構からその役割を引き継いだ非営利組織評価センターにおいて、メリット創出は萌芽期を迎えようとしているものである。ここで紹介しているグッドガバナンス認証やアドバンス評価基準に関するシステム及び効果の検証については、改めて別の論考での研究課題としておきたい。

V 信頼を付託される非営利組織の検証—民間非営利公益組織の輪郭化と定義

本稿では、民間非営利組織を NPO と表記することを可能な限り避けきた。それは、本章で検証し、示すべき民間非営利組織の呼称において、その特徴を明確に示したうえで、正確に実態を示す必要があったからである。

1 法人格の選択の現状—法人格と信頼性

1998年、特定非営利活動促進法が施行され、2023年12月で25年を迎えた。また、2008年、明治29年（1893年）に発布された民法典から115年ぶりに改正された公益法人制度改革により、旧法の社団法人・財団法人は、一般社団（公益認定を受けて公益社団）法人・一般財団（公益認定を受けて公益財団）法人となった。

特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）数は内閣府 NPO ホームページによると、2023年11月30日現在で、50,082団体（うち、所轄庁認定・特例認定 NPO 法人（11月30日現在）1,284件（認定1,248件 / 特例認定34件）となっている。また、国税庁法人番号公表サイトでの検索によると、一般社団82,151件、公益社団法人4,212件、一財団法人8,254件、公益財団法人5,756件、社会福祉法人21,505件、学校法人8,217件に上っている。公益を担う主体として想定される法人数は、計18万団体以上となっている。その大きな傾向として、NPO 法人は5万件を超えたところで、新法人の認証、認証取り消し、解散・合併などの新陳代謝を繰り返している。内閣府は NPO 法が施行された時の想定法人数は25,000件程度と言われており、内閣府の想定からいえば2倍程度の法人数で落ち着いてきたと見受けられる。

また、一般社団法人数に関しては、NPO 法設立から10年遅れての設計スタートにも関わらず82,515件と、NPO 法人数をはるかに凌駕する法人数を数えている。その一因として、認証主義による NPO 法人と比較して、一般社団法人は行政がその法人化に介入しない定款認証（公証人役場）による準則主義による法人であり、法人設立までの速さと手続きの簡便さが、法人格選択時の優位性として働いていると判断されている。

一般財団法人については、一般社団法人と同じく準則主義に基づいているのは同じであるが、設立時に基本財産が300万円必要であり、2年の連結決算で基本財産を割ると自動的に解散になるので、設立時に資本のない団体は一般財団法人を選択することはない。さらに社会福祉法人は、許認可主義（法人の設立判断を行政が判

断し許可をする）に基づく法人であるので、法人化には相変わらずハードルが高い。したがって、一般社団法人の法人格が選択されやすい傾向にあることが容易に想像できる。

法人取得にむけた葛藤の中で、よく議論されることは、メリット・デメリットについてである。法人化すると、法人が契約主体として契約が可能となり銀行口座も開設することができる。しかし、所轄庁への報告の義務や義務を怠ると過料（行政罰）が課せられる可能性もあるほか、その法人の根拠法や定款の遵守などコンプライアンスが厳しく求められる。何をメリットとし、何をデメリットと想定するかはその組織・団体によっても判断が変わってくる。では、法人格の取得はその組織・団体の信頼性の担保につながるのか。その答えは NO である。法人格の取得はその存在自身を登記上で確認できるというレベル、無から存在を確認できる程度であり、その団体の内容や活動及び成果に対する信頼性を何ら担保するものではない。

一般社団法人など、国税庁法人番号公表サイトにおいてもその法人の所在を確認することはできるが、普通型、共益型、公益型の種別までは確認することはできない。よって法人格の取得が、外形的に社会が求める信頼を担保するものではない。特に非営利法人である一般社団・財団法人等の活動内容、公益性や信頼性を外部から確認する方法は未だ整備がなされていない。

2 非営利性と公益性—評価受審が有効な対象団体の明確化

NPO とは何か。内閣府のホームページで NPO では、「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称であるとされている。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」と言う。NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教

育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。また、市民活動に関して、行政機関などが公開しているホームページにも市民活動とは、「不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動」を言うとして説明しているものも見受けられる。そもそも非営利活動や市民活動に「公益性」という要素は含まれているのか。非営利とは何かを考える前に、まず営利とは何かを見ておこう。

営利とは、経済的な活動の中で生まれる利益であり、利益を追及しその利益を構成員（株主や社員）に分配することを目的としている。では、非営利とはどういう意味か。非営利とは社会的な活動の中で得た利益を役員や構成員などで分配せず（非分配の原則）に、組織ミッションの達成に投じるということである。平尾（2018）は、「分配しないことを目的に活動するという非営利目的という言葉は成立しない」（平尾2018：22）と論じている。また、非営利（非分配）とはあくまでもその組織・団体を規定し、社会と共有したルール（要件）であって目的ではない。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものが公益であり、その公益の実現に資する事業を公益目的事業とされている。

非営利と公益は異なるものであり、非営利性の中に公益性を含むことはできない。また、市民活動とは、官の支配を受けない自発的で自由な民間活動という側面がフィーチャー（特筆化）される表現であると捉えられており、市民活動という言葉の中に公益性を見出すのは難しい。NPO 法人の場合は、決算年度終了後に所轄庁へ事業終了・決算報告書を提出義務があり、少なくともその後公開される事業終了・決算報告書を閲覧すれば、その法人の法人概要や公益事業展開に伴う公益性の有無を確認することができる。しかし、一般社団・財団法人に関しては、所轄庁による報告義務もなく、外部からその組織情報を探しあてるのは極めて困難である。

NPO 法人を含め、例えその団体の事業終了・決算報告書を探し当てることができたとしても、その信憑性を担保する手段はない。

ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトにおける非営利セクター共通の基準においても、「利益を分配しないこと（非営利）」と「公共の利益に寄与すること（公益）」とはそれぞれに別に要素として挙げている（サラモン1996）。

以上のような状況からも、非営利と公益は別物であり、非営利活動・市民活動に本来公益性は含まれていないものということができる。

3 民間非営利公益組織の定義と学術的貢献

前節において、民間非営利活動及び市民活動には公益性もしくは公益活動という要素は本来含まれていないということを明らかにした。しかし、一般的に発信されている民間非営利活動及び市民活動には、あたかも公益性が含まれているような表現が散見される。それは公益的な活動を行っている民間非営利組織の一側面を捉えて、民間非営利組織・団体は、公益性も担っているとの根拠なきデファクトスタンダードが形成されたものであり、本来的には明確な根拠を伴うデジュールスタンダードとして捉える必要がある。

そこで本稿では、公益性を含むことがデファクトスタンダードとして捉えられがちな民間非営利組織（NPO）とは別に、行政などのような公的機関ではない民意（民間性）による公益に資する活動（公益性）を行う非営利組織（非営利性）を「民間非営利公益組織」と定義する。

この民間性、非営利性、公益性の三拍子揃った組織こそが、信頼性と透明性を社会と共有するために組織運営に対する評価受審が有効に機能する組織であり、社会からの付託を受けて持続的な支援活動を可能にすべき組織・団体である。このデジュールスタンダードの形成による支援ターゲットの明確化こそが重要である。

第Ⅲ章において新たに定義付を行った「信頼付託型寄付」による寄付行動の受け皿となるこの「民間非営利公益組織」の可視化により、そ

れらの組織・団体が表出する信頼性に対して、より多くの寄付（支援）が寄せられるとともに、豊かな支援環境の構築及び整備につなげることを本稿は重視しているのである。

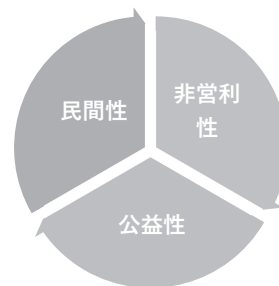


図5 民間非営利公益組織を構成する三大要素
—原案・作図平尾

4 民間非営利公益組織の信頼の表出に資する評価の体系

評価とは何か、何を評価するのか。源（2016）は、評価のアプローチは多岐にわたり、その分類手法もさまざまであると述べている。厳密な科学的手法により政策や事業のインパクトを把握しようとする方法、目標の達成度を測定し目標値と比較する方法、評価結果の実用的な活用に重きをおいた方法、生産性やコストを重視して評価する方法など多様であるとしたうえで、評価結果を何に活用するのかといった用途目的がまずあり、その目的にかなうような評価のアプローチを選んで評価することが大切であると述べている（源2016：はじめに i - ii）。

本稿でいう評価のアプローチとは、民間非営利公益組織の組織ガバナンス・コンプライアンス・ディスクロージャーという組織運営の三大原則に関することであり、その評価結果を社会と共有することで、被評価団体（民間非営利公益組織）の支援環境の構築及び改善を図ることである。

評価のアプローチにおいてもさまざまな捉え方があることを前提とした上で、平尾（2016）は、「①組織のガバナンス・マネジメントなどを評価する組織評価、②サービス（事業）を生み出すシステムなどを評価するシステム評価、③サービス（事業）そのものを評価するサービス（事業）評価に大別することができると考え

ている」(平尾2016:6-8)と述べている。

第三者評価実装モデルとして経験値の高い厚生労働省管轄による福祉サービス第三者評価は、サービスを生み出すシステムの評価を行っており、運営設置主体となる社会福祉法人自身等の評価は行っていない。非営利組織評価センターは、社会福祉法人に対しても評価認証制度を運用しているが、本論では紹介だけに留めておく。

福祉サービス第三者評価の概説をしておくと、福祉サービスの第三者評価は、ミシュランガイドのような格付け評価ではなく、評価機関側と評価受審事業所側の合意(契約)により、自己評価結果に基づき第三者が行う評価である。専門性を担保した複数の評価調査者が事業所に訪問し、自己評価と同じ基準を第三者的かつ客観的に行う評価(survey)である。また、評価というとはどうしてもあら探し(negative collect)をするようなマイナスイメージで捉えられがちであるが、京都・介護福祉第三者評価等支援機構が志向する評価は、現場の実践値の向上に伴走型で寄り添えるような評価(positive assist)であることを重要な評価の視点としてしている。

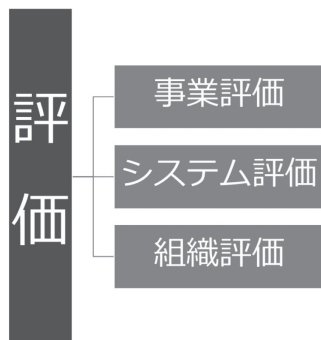


図6 評価の対象分類—原案・作図平尾

社会的認証機構は、組織評価を中間支援機能の一つとして位置づけ、多様なステークホルダーからの支援(寄付や助成など)を求めるNPOの信頼性・透明性を評価及び認証(ホワイトリスト化)し、組織基盤整備及び強化につなげ、支援を受けやすい組織体質へと改善を行うことをミッション(使命・目的)として、京都発全国初の取組みとして組織評価活動をスタートしている。社会的認証機構の活動は、京

都府からの支援を受け、さらに公益財団法人日本財団との共同研究を経て、組織評価を全国で展開していくための組織として、非営利組織評価センターの設立のきっかけとなったことは前述の通りである。

非営利組織評価センターでは、被評価団体から提出される自己評価及びその評価根拠(エビデンス)を第三者の立場で確認し、団体の組織基盤強化(キャパシティー・ビルディング)及びマネジメントの改善を促すシステムとして、「ベーシック・ガバナンス・チェック」「アドバンス評価」、さらにアドバンス評価を用いた「グッドガバナンス認証制度」を運用している。

以下、「ベーシック・ガバナンス・チェック」非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価する5項目・25基準を紹介する。

表4は、いずれも法律の要件や、組織としてのガバナンス・コンプライアンス・ディスクロージャーの実現を基軸にした最低レベル(法律要件)もしくはそれ以上での要件設定となっている。アドバンス評価基準においては、別途レベルアップ的な基準が策定されており、その結果を用いてグッドガバナンス認証審査委員会に諮問し答申を受けて、認証行為に取り組んでいる。評価基準はスタンダードでありながらも、法律や各団体の定款レベル以上のガバナンス及びマネジメント状況を求めている項目もある。

実際、NPO法人においては理事会の設置は義務づけられていない。しかし、ガバナンスを問う上で、理事会設置型を前提として、その開催回数を問うなどの基準が設定されている。理事会非設置型法人のガバナンス状況を評価するのは難しい。なぜなら、意思決定のプロセスについて外部から確認する方法に共通的なルールが設けられておらず、必要な情報にたどり着くことが難しいからである。また、本基準には、公益性の評価や確認を行っている項目はない。その理由としては、そもそも第三者から評価を受けて、ガバナンスやマネジメントの信頼性や透明性を広く社会と共有する必要がある団体は公益性のある活動を行っている団体であるこ

表4 非営利組織評価センター運用：ベーシック・ガバナンス・チェック25基準

基準 NO.	項目	評 価 基 準
1	ガバナンス	法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
2		1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
3		法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
4		法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
5		法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
6		法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
7		法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
8		役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。
9		監事監査を実施し、監査報告書を作成している。
10		直近の登記事項を登記している。
11	情報公開	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。
12		組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたは SNS で公開している。
13		寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。
14	コンプライアンス	理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
15		個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
16		法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。
17		雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
18		ハラスメント防止策を講じている。
19	組織の目的と事業	組織の目的と事業を文書化している。
20		組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
21		事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
22		各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。
23	会計・財務	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
24		税務申告と納付を行っている。
25		現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

出典 非営利組織評価センターから25基準を引用し表を平尾が作成。

とが前提となっているからである。

当該評価の方式は、法人格の種別・定款内容を問わず、民間非営利組織に対して、同じ評価基準で組織状況を評価できることが大きな特徴といえる。民間非営利組織の信頼性の可視化と新たな支援者の確保という社会的認証機構から非営利組織評価センターへミッション（使命・目的）や人材を引き継ぎながら、ようやく日本社会における信頼付託型寄付行動に資する寄付文化の醸成に向けた実践的な取組みが始まったのである。しかし、本実践における検証はこれ

からであり、まだまだ時間を要する。日本社会において信頼付託型による寄付行動の成果がどうなったかについては、引き続き調査と検証が必要である。

VI おわりに

本稿では、寄付する側と寄付を受け取る側の双方の観点から、寄付を促進する行動要因について考察してきた。瀬上が論じた寄付行動に対する「共感媒介要素」である「接触性」、「共通

性」。「過程」の3つの要因に、「寄付者のリテラシー」と「寄付意向（寄付金使途制限等）」の2つの要因加えたものを、寄付行動のあり方として「共感型寄付」と定義した。また、「共感型寄付」による寄付行動の側面だけでは分類できない寄付行動のあり方の存在を提示するとともに、寄付支援による持続的な運営を行っている京都新聞事業団の事例を検証し、「信頼付託型寄付」という寄付行動分類の提起とその定義を行った。本稿の事例分析からは、過度に寄付者の共感やリテラシーと問わずとも、信頼付託という要因を前面に、支援環境への参加が可能となるよう、その寄付行動のハードルを下げ、多様な寄付のあり方を肯定的に捉えて、寄付行動を起こすことの有効性を示した。

第Ⅴ章では、非営利性と公益性の明確な違いを検証した上で、第Ⅱ章で論じ定義した「信頼付託型寄付」を活用できる民間非営利組織・団体の素養について検証し、もっとも効果を上げることが期待できる団体・組織として、民間性・非営利性・公益性を担保した「民間非営利公益団体」を定義し、多様な寄付行動の分析によるさらなる支援環境の構築に資する寄付行動のあり方について論じた。

本稿では、寄付する側と受ける側による寄付行動の多様な側面的構造をより明確にしたが、このことにより信頼付託というアプローチによる寄付文化のさらなる醸成に寄与できるものと考えている。それは、現在、非営利セクターが抱えてる根源的な課題である日本における「寄付行動とその要因」について、その行動原理の視点からも学術的に研究し、貢献すべきテーマの一つである。また、本稿を構成する上で、諸外国における寄付を受ける団体の評価目標や評価システムスタンダードと日本における評価基準の検証及びその対比等については、まだまだ研究の余地が十分にある。このことは後日の課題としたい。さらに、非営利セクターで活躍する地域・地縁団体や社会課題の解決や公益活動を行う法人をいかにセグメントしていくかなどの検証がまだまだ不十分である。

本稿は、筆者が取り組んでいる民間非営利組織・団体を対象とした第三者評価の実装研究で

もある。多様な社会課題に対し、日々地道に取り組んでいる団体等に対する支援環境の充実に資する研究であることが重要である。引き続き調査・研究に取り組むことで、次の成果につなげることを今後の課題としておきたい。

参考文献

- 石田祐・奥山尚子（2021）,「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」,『全労災協会公募研究シリーズ21』全労済協会, 48-49頁。
- 榎川勝也（2018）,『公益法人2月号 特集②海外NPO評価機関の調査』公益法人協会, 9-14頁。
- 瀬上倫弘（2022）,「NPO法人のファンドレイジングにおける「共感メカニズム」についての考察」,『横浜市立大学大学院,都市社会文化研究科,博士論文』105-107頁。
- 坂本治也編著（2023）,『日本の寄付を科学する—利他のアカデミア入門』明石書店, 37-39頁, 44-45頁, 100-101頁。
- 善教将大・坂本治也（2017）,「何が寄付行動を促進するのか—Randomized Factorial Survey Experimentによる検討」『公共政策研究』日本公共政策学会, 2017年17巻, 96-104頁。
- 田中弥生（2005）,『NPOと社会をつなぐ—NPOを変える評価とインターメディアリ』,東京大学出版会, 19-21頁。
- 認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会（2021）,『寄付白書2021』10-11頁。
- 中島誠（2019）,「寄付に関する動機の構造」『名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇』56（1）, 1-14頁。
- 平尾剛之（2015）,『寄付ラボ』,京都市市民活動総合センター, 38-39頁。
- 平尾剛之（2016）,『公益財団法人助成財団センター オピニオン誌 JFC Views No. 88』, 6-8頁。
- 平尾・内田編著（2018）,『京都発NPO最善線—共生と包摂の社会へ』,京都新聞出版センター, 21頁, 170頁。
- 平尾剛之（2022）,『NPO法人等コンサルティングBook 運営編』,第5章「NPO法人等組織運営のまとめ」, 40頁。
- 源由里子（2016）,『参加型評価 改善と評価のための評価の実践』,はじめに i-ii 頁。
- 吉田忠彦（2018）,「さらなる支援環境の構築を目指して 信頼性と透明性の向上を図る組織評価」『京都発NPO最善線—共生と包摂の社会へ』,京都新聞出版センター, 170頁。
- サラモン, レスター M・, H・K・アンハイアー（1996）,『台頭する非営利セクター—12ヶ国の規模・構成・

制度・資金源の現状と展望』, ダイヤモンド社, 21 頁。

Web 閲覧

- 『なぜ起きる, 善意で活動する非営利組織の不祥事』
<https://jcne.or.jp/2022/07/11/news-94/> (2023年12月15日最終閲覧)。
- 内閣府 Q & A <https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninteiseido/nintei-hantei-all#Q3-2-18> (2023年12月16日最終閲覧)。
- ID085-内閣府防災情報 <https://www.bousai.go.jp/ken-sho-hanshinawaji/chosa/sheet/085.pdf> (2023年10月19日最終閲覧)。
- ICFO ホームページ, <https://www.icfo.org/> (2023年10月5日最終閲覧)。
- 「エクセレント NPO」をめざそう市民会議ホームページ, <http://www.excellent-npo.net/enpo-award/> (2023年10月20日最終閲覧)。
- 社会的認証開発推進機構ホームページ, <https://withtrust.jp/> (2023年10月20日最終閲覧)。
- 内閣府 NPO ホームページ, <https://www.npo-homepage.go.jp/> (2023年10月3日最終閲覧)。
- 国税庁法人番号公表サイト, <https://www.houjin-ban-gou.nta.go.jp/> (2023年10月3日最終閲覧)。
- 公益財団法人日本非営利組織評価センターホームページ, <https://jcne.or.jp/> (2023年10月19日最終閲覧)。